

苫小牧市工事等に係る予定価格の事前公表実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市が発注する工事並びに設計（監理を含む。）、測量及び地質調査の委託業務（以下「工事等」という。）に係る予定価格の入札前における公表（以下「事前公表」という。）の実施について必要な事項を定める。

(対象工事等)

第2条 事前公表の対象とする工事等は、予定価格が200万円を超え1,000万円未満（建築一式工事については5,000万円未満）の工事等（苫小牧市行政組織規則（平成10年規則第18号）別表5備考第1項の表ウに掲げる工事及び随意契約による工事等を除く。）とする。

(公表方法)

第3条 予定価格の公表は、告示別表又は指名通知書によって行うものとする。ただし、特別な事情があるときは、告示別表又は指名通知書によって通知した日から入札の日の前日までに他の方法によって行うことができる。

(入札の執行)

第4条 事前公表の対象とする工事等の入札については、苫小牧市契約に関する規則（昭和29年規則第13号）に定めるもののほか、次のとおり取り扱う。

- (1) 予定価格を超える入札は、無効とする。
- (2) 再度の入札は、行わない。

(その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 苫小牧市工事等に係る予定価格の事前公表試行実施要領は、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。